

課名	総務部財政課
担当	脇本
内線	2201
直通	226-7232

稲作緊急営農対策資金の創設について

平成22年夏の猛暑による水稻の品質低下により、農業収入が減少した主食用米の出荷、販売を行う農家の経営維持を図るため、当面の資金繰りに要する資金を低利で融通する制度を設ける。

記

1 事業内容

融資機関が稲作農家に融通する短期運転資金等について、農家の金利負担を低減するために、県が利子補給を行う。

2 貸付対象事業

稲作経営に必要な運転資金等

- ・種苗費、肥料費、農薬費、地代、機械のリース料等

3 貸付限度額

個人200万円、法人1,000万円

4 貸付利率

0.75%以下

〔 融資機関の調達金利を1.5%と想定し、このうち1/2相当の
0.75%を県が利子補給する。 〕

5 貸付対象者

22年産米について、昨年と比較して規格外米の割合が多く、20%以上の収入減となった農業者、農業生産法人、集落営農組織

6 利子補給率

0.75%

7 融資枠

10億円（利子補給額750万円以内）